

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

男女が互いの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」前文において、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくための緊要な課題と位置づけられています。

千葉市では、平成3年に「ちば女性計画・ハーモニープラン」を、平成13年に「ハーモニープラン21」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策を推進してきました。平成11年には、男女共同参画を推進する活動拠点として、女性センターを開設し、調査研究や情報収集提供、相談、研修・学習、交流事業を展開しています。

しかし、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの性別による人権侵害行為や、男女間の格差及び差別的取扱いが依然として残っています。男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく個性や能力が十分に発揮されるためには、多くの課題が存在します。

また、少子高齢化の進行や労働市場の流動化、情報化や国際化の進展、市民活動の活性化などさまざまな社会経済環境の変化がみられ、男女共同参画をめぐる課題も多様化しています。

このような状況を踏まえ、千葉市では、男女共同参画に関する取り組みを推進する際の法的根拠として、平成15年4月に「ハーモニーライン条例」を施行しました。ハーモニーライン条例では、7つの基本理念を示すとともに、市、市民、事業者の役割を定めており、市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組むことにより、男女共同参画社会の実現を目指しています。

本計画は、ハーモニーライン条例の理念や目的を継承し、男女共同参画社会の形成に関する施策や、市民及び事業者の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、ハーモニー条例第9条に基づく最初の基本計画であるとともに、「ちば女性計画・ハーモニープラン」、「ハーモニープラン21」に次ぐ、千葉市の第3次計画になります。

また、本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年 法律第78号）の第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたることから、千葉市の上位計画や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や千葉県の男女共同参画計画とも整合した計画です。

(2) 計画の期間

平成17～27年度の11年間とします。

男女共同参画社会の形成に向けた全庁的な取り組みを推進するため、千葉市の上位計画である「ちば・ビジョン21」との整合性を考慮して、計画期間は11年間と設定します。この間、社会経済環境の変化や計画の推進状況などに応じて、隨時、計画の見直しを行います。

3 策定の視点

本計画を策定するにあたり、千葉市の現状や課題を踏まえて、「共同参画意識」と「協働と連携」の2つを策定の視点としました。

(1) 共同参画意識

「共同参画意識」とは、男女が互いを尊重し、ともに喜びと責任を分かち合おうとする意識のことです。

国際社会からみた我が国は、国連開発計画（UNEP）の「人間開発報告書2004」によると、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す「人間開発指数（HDI指数）※」が177か国中第9位と上位に位置する一方、政治や経済への女性の参画程度を示す「ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM指数）※」が78か国中第38位と中位に位置し、女性が能力を発揮する機会が十分ではない状況にあることがうかがえます。

また、千葉市では、平成15年度の市民意識調査から、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を持つ人が、男性により多くみられます。平成11年度の市民意識調査結果と比較しても、女性はそのような考え方を持たない人が増えているのに対し、男性はあまり意識の変化がみられません。

しかし、男女共同参画に关心を持っている男性は5割を超え、女性とほぼ同水準となっていることに加え、近年、男女共同参画を推進する取り組みは、男性にとつても重要性を増しています。

そのため、女性の能力の向上や発揮のための取り組みを推進するとともに、男性が家事や育児に参画するための取り組みをより積極的に展開することで、男女がともに協力し、責任を分かち合う意識を持てるよう、「共同参画意識」を計画全体に係る策定の視点とします。

※HDI指数：平均寿命や教育水準、国民所得から算出。

※GEM指数：女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合から算出。

(2) 協働と連携

「協働」とは、市、市民、事業者が男女共同参画社会の形成という同じ目的の達成に向け、基本理念を共有し、それぞれが対等な立場で力を合わせて、自発的、主体的にそれぞれの役割を果たすことで、ハーモニ一条例の重要な理念の一つです。

「連携」とは、互いに連絡を取り合い、一緒に物事に取り組むことを指し、「協働」よりも緩やかな概念です。

千葉市では、各分野における男女の地位について「平等になっている」と回答した人の割合が、全国調査と比較して低くなっています。あらゆる分野で平等と考える人が増え、男女がともに個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を形成するには、市、市民、事業者の主体的な取り組みと協働の促進が欠かせません。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、個人や一組織だけでは解決が難しい問題が増えており、他の自治体や民間団体など、関係する人や組織との幅広い連携が求められています。

このような状況を踏まえ、市、市民、事業者がそれ自立し、男女共同参画の推進に協力し合うとともに、国や県、他市町村、民間団体等を含めたさまざまつながりを強化するために、「協働と連携」を、計画全体に係る策定の視点とします。

4 計画の基本理念

本計画は、ハーモニ一条例第3条に示された7つの基本理念に基づき、千葉市の男女共同参画社会の形成を目指すものです。

(1) 男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

(2) 男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

(3) 市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

(4) 意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

(5) 家庭生活と社会生活の円滑な運営

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

(6) 生涯にわたる心身の健康

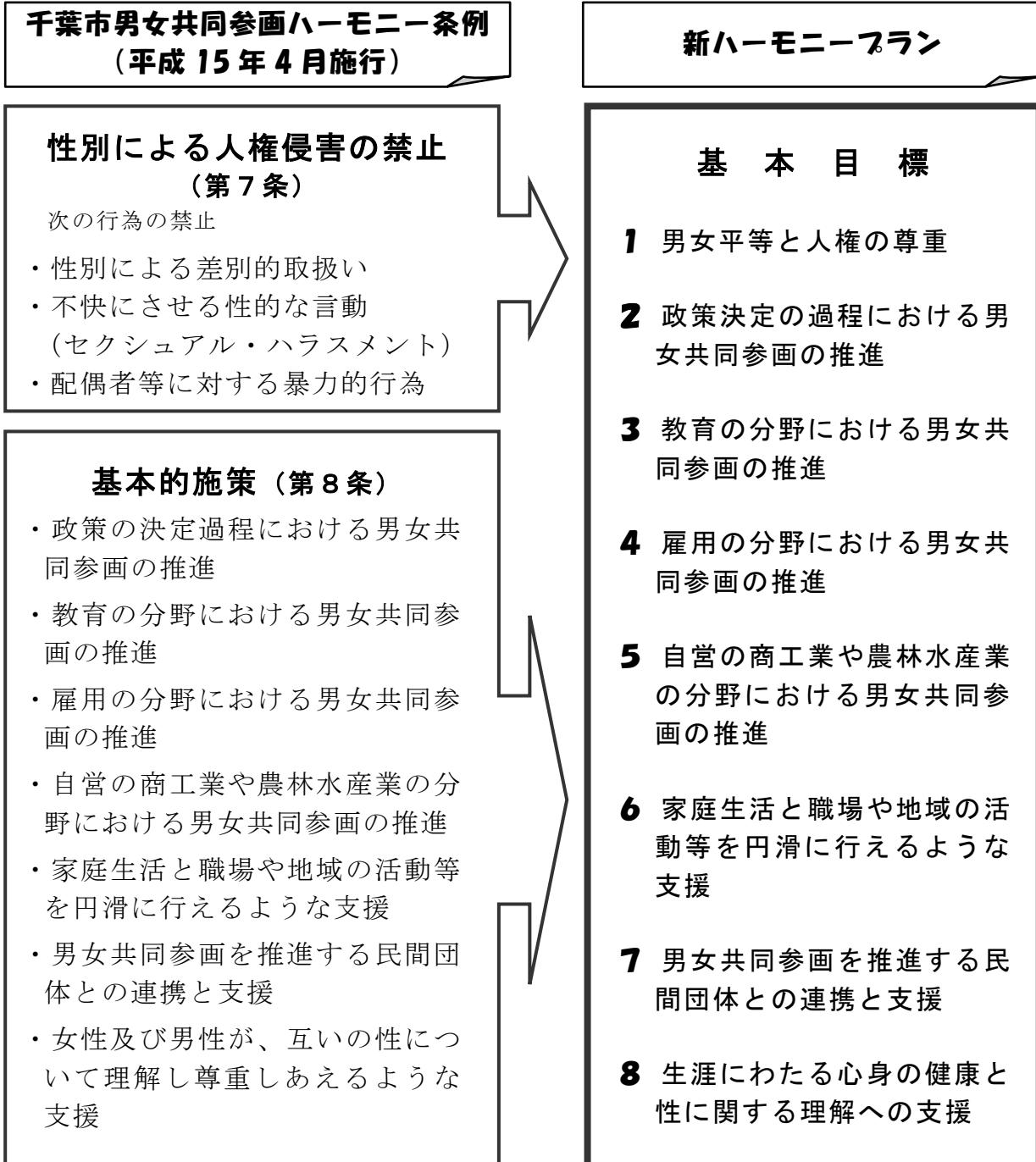
妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

(7) 国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

5 基本目標

基本目標は、本計画において、さまざまな取り組みを推進する上での柱となるものです。ハーモニーフランの第7条と第8条に基づき、8つの基本目標を設定します。



6 重点的に実施する施策

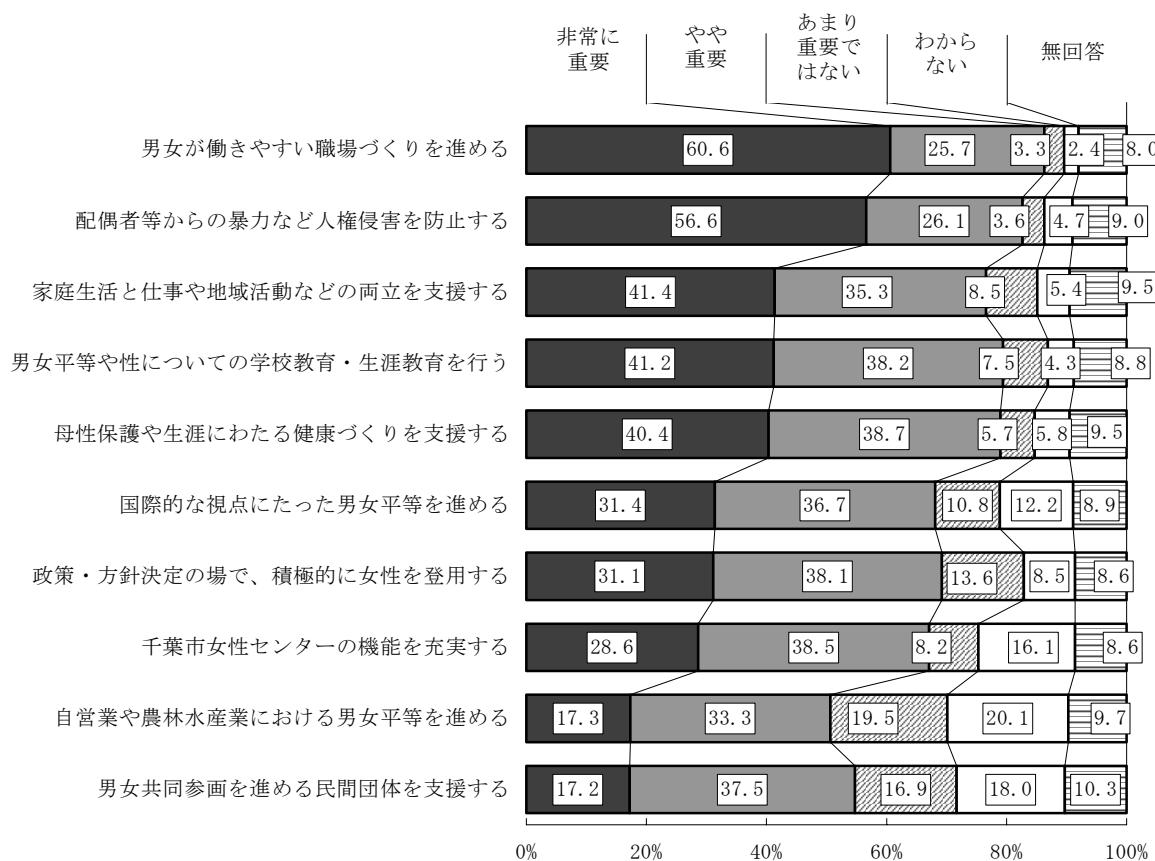
総合的かつ計画的に施策を推進しつつ、重要とされる課題や緊急性の高い課題については、先行して取り組む必要があることから、本計画では、重点的に実施する施策を以下のとおり設定します。

重点的に実施する施策

- ①男女ともに働きやすい職場づくり
- ②性別による人権侵害の防止
- ③「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」と「ひとり親家庭あんしんプラン（千葉市ひとり親家庭等自立支援計画）」に関連する施策

市民意識調査によると、市民が千葉市に期待する役割の上位 2 項目は、「男女が働きやすい職場づくり」と「配偶者等からの暴力など人権侵害の防止」となっています。このことを受け、本計画ではこの 2 項目を重点課題として設定し、これらに関連する施策を、重点的に実施する施策と位置づけます。

＜＜ 男女共同参画をすすめるために重要なこと ＞＞



資料)「千葉市男女共同参画社会に関する調査」(平成 16 年 3 月)

また、この2つの重点施策のほか、ほぼ同時期に策定された「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」（平成17年3月策定）や「ひとり親家庭あんしんプラン（千葉市ひとり親家庭等自立支援計画）」（平成16年8月策定）の2計画と密接につながる部分についても、重点的に実施する施策と位置づけます。

重点的に実施する施策は、次ページの「施策の体系図」に **重点** を付し、表示しています。

＜＜ 重点的に実施する施策と関連する計画の概要 ＞＞

名 称	ひとり親家庭あんしんプラン 千葉市ひとり親家庭等自立支援計画	夢はぐくむ ちば 子どもプラン 千葉市次世代育成支援行動計画
根 拠 法 令	母子及び寡婦福祉法 (平成14年11月改正)	次世代育成支援対策推進法 (平成15年7月制定)
策 定 時 期	平成16年8月	平成17年3月
計 画 期 間	平成17～21年度（5年間）	平成17～21年度（5年間）
対 象	母子家庭、父子家庭、寡婦	すべての子どもとその家庭を主眼に、さらに、行政や企業、地域社会を含めた個人及び団体
目 的 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭・父子家庭・寡婦の誰もが自立し、安心して暮らすことができる環境づくりの推進を目指す ・ 母子家庭の就業支援に主眼を置きつつ、父子家庭や寡婦に対する支援策を盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちが健やかに成長できるよう、また、子育てに伴う喜びが実感されるように、総合的な支援を推進することにより、安心して生み育てができる環境づくりを目指す <ul style="list-style-type: none"> ○専業主婦も含めたすべての子育て家庭への支援を行う ○家庭の育児力や地域の育児力を高める内容とする ・ 特定14事業※などについて、数値目標を設定

※特定14事業：地方公共団体の次世代育成支援行動計画の策定にあたり、国に対してニーズ調査結果に基づくサービス予測需要量と目標事業量の報告が義務づけられた事業。「ファミリー・サポート・センター事業」や「一時保育事業」等の事業が指定されています。

7 施策の体系図



8 指標の設定

男女共同参画社会の形成に向けて、千葉市の状況がどの程度進んだのか検証するため、また成果をわかりやすく示すため、さらに、各分野における取り組みの推進力となるよう、各基本目標に1つ以上、計27の指標を設定します。

なお、目標数値のある指標については、推進状況に応じて数値を見直します。また、次ページ一覧に提示した指標は計画期間を通して確定したものではなく、よりわかりやすい指標となるよう隨時見直し、取捨選択を行います。

【新ハーモニープランにおける指標一覧】

基本目標	指標項目	当該指標の設定計画	現状値	最終目標年度目標数値
基本目標1	配偶者等からの暴力に関する相談受理件数	新ハーモニープラン	目標数値は設定せず、推移を見る	
	「男性は仕事、女性は家事育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	新ハーモニープラン	平成15年度 42.1%	平成27年度 80%
	家庭生活において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハーモニープラン	平成15年度 30.2%	平成27年度 80%
基本目標2	附属機関等の女性委員の割合	新ハーモニープラン	平成22年度より前の、できるだけ早期に30%達成を目指す。達成した時点で新たな目標数値を設定する。 ※平成16年8月現在で23.7%	
	女性委員がいない附属機関等の数	新ハーモニープラン	平成16年8月 39	平成27年度 0
	市の管理監督職(係長級以上)に占める女性職員の割合	千葉市新行政改革大綱(第3次改定版)	平成16年度 15.3%	平成22年度 20%
	市男性職員の育児休業取得促進	千葉市職員の子育て支援計画	平成15年度 0%	平成21年度 10%
	市職員の年次休暇取得日数(年平均)	千葉市職員の子育て支援計画	平成15年 13日	平成21年 16日以上
基本目標3	学校教育の場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハーモニープラン	平成15年度 50.6%	平成27年度 80%
	スクールカウンセラー設置学校数	現行5か年計画	平成16年度 47校	平成17年度 56校
	自分が学びたいことが学べる場があると思う市民の割合	千葉市政策評価運用指針	平成16年度 29.4%	平成27年度 50%
基本目標4	男女の賃金格差(「千葉市の労働概要」より)	新ハーモニープラン	平成14年度 一般男子を100とする と一般女子は72.4	平成27年度 格差をなくす
	育児期にある女性(35-39歳)の労働力率(「国勢調査」より)	新ハーモニープラン	平成12年度 国 60.0% 千葉市 50.4%	平成27年度 国の値を上回る
	職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハーモニープラン	平成15年度 14.2%	平成27年度 50%

基本目標	指標項目	当該指標の設定計画	現状値	最終目標年度目標数値
基本目標5	創業相談件数 (千葉市産業振興財団「事業報告書」より)	新ハーモニープラン	目標数値は設定せず、推移を見る	
	女性起業者・グループ数(農業) (「千葉地域いきいき農村指標<千葉県>」より)	新ハーモニープラン	目標数値は設定せず、推移を見る	
基本目標6	子育て支援サービスは充実していると思う市民(小学生以下の子どもと同居している市民(学生・生徒を除く))の割合	千葉市政策評価運用指針	平成16年度	平成27年度
			18.7%	50%
基本目標6	子育てリラックス館の整備	夢はぐくむ ちば 子どもプラン (千葉市次世代育成支援行動計画)	平成16年度	平成21年度
			6か所	12か所
基本目標6	保育所の受入児童数を増やす	夢はぐくむ ちば 子どもプラン (千葉市次世代育成支援行動計画)	平成16年度	平成21年度
			9,296人	11,015人
基本目標6	延長保育の実施保育所数	夢はぐくむ ちば 子どもプラン (千葉市次世代育成支援行動計画)	平成16年度	平成21年度
			88か所	93か所
基本目標6	一時保育の実施保育所数	夢はぐくむ ちば 子どもプラン (千葉市次世代育成支援行動計画)	平成16年度	平成21年度
			16か所	23か所
基本目標6	産休明け保育事業	夢はぐくむ ちば 子どもプラン (千葉市次世代育成支援行動計画)	平成16年度	平成18年度
			36か所	87か所
基本目標7	女性センターの「は～もねっと」登録団体数	新ハーモニープラン	平成17年1月	平成27年度
			31団体	60団体
基本目標8	健康づくりに気を使っている市民の割合	千葉市政策評価運用指針	平成16年度	平成27年度
			57.2%	70%
基本目標8	医療体制は充実していると思う市民の割合	千葉市政策評価運用指針	平成16年度	平成27年度
			28.0%	50%
基本目標8	基本健康診査受診率	ちば健康プラン	平成15年度	平成22年度
			48.6%	60%以上
基本目標8	10代の人工妊娠中絶件数	ちば健康プラン	平成15年度	平成22年度
			218件	減少

